

西蒲民商ニュース

2025年1月20日

西蒲区巻甲2573の5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

所得控除20万円アップのみ

生活費非課税、応能負担の原則を！

政府与党は令和7年「税制改革大綱」を発表しました。総選挙の結果「103万円」の壁突破に期待がかりましたが、国民の期待には遠く及ばない内容です。

- ① 基礎控除は10万円アップで58万円、給与所得控除は10万円アップで65万円、合わせて20万円の増額です。
- ② 児童扶養手当の年収制限撤廃を理由に年少扶養控除（16歳～18歳）を35万円から25万円に縮小する。
一方、民商・全商連が要求していた消費税減税やインボイス廃止には耳を傾けていません。私たちは、
- ① 基礎控除や扶養控除を大幅アップして生活費非課税の実現をする
- ② 消費税減税やインボイス制度の廃止
- ③ 大企業や富裕層に対する不公平税制是正を求めて運動していきます。



令和6年分確定申告 学習会に参加を

西蒲民商は左記の通り確定申告学習会を行います。是非ご参加下さい。

- 1月20日（月）午後2時～
- 西蒲民商事務所
- 民商で配布した自主計算パンフ電卓等を持参ください。



【確定申告の準備を】

- 総収入金額の確認
令和6年末までの現金売上、銀行等の入金額、売掛金等が売上げに必要経費
- 現金仕入れ、買掛金、未払金、商売上の水道光熱費等が経費に
- 現金で支払った経費は事業主や家族しかわかりません。メモをしておきましょう。

（令和6年分申告改正点）

- 定額減税原則一人3万円
- 令和6年分確定申告は、原則として本人、配偶者、扶養者に定額減税（3万円）が実施されます。
- 16歳未満の扶養親族は、定額減税の対象です。所得税の扶養控除になりません。
- 一昨年インボイス登録をした中小業者は原則一年分の売上に消費税がかかります。注意して下さい。

